

土地改良事業計画設計基準  
計画「農地地すべり防止対策」  
基準



## 第1章 総論

### 1. 1 この基準の目的

この基準は、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象（以下「地すべり」という。）を防止するための対策（以下「地すべり防止対策」という。）に係る計画（以下「事業計画」という。）を作成するに当たり必要となる調査計画手法の基本的事項を定めることにより、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）及び農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号農林水産事務次官依命通知）に基づく地すべり防止工事の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。

また、この基準は、地すべり地域における土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業計画の作成に当たって、地すべり防止対策上の配慮すべき点等を定めることにより、事業の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。

### 1. 2 農地地すべり防止対策の目的

農地地すべり防止対策は、地すべりによる農地、農業用施設等の被害を防止又は軽減するための施設（以下「地すべり防止施設」という。）を設置すること等により、国土の保全及び民生の安定に資することを目的とする。

### 1. 3 事業計画の作成の基本

一般計画及び主要工事計画から概成及び概成後の管理に至るまでの事業計画の作成を効率的かつ効果的に行うため、あらかじめ調査を行い、地すべりの要因・機構・規模、社会経済条件及び関連する他の事業を考慮の上、必要とする地すべり防止施設の機能が将来にわたって安全かつ長期的・安定的に確実に発揮されるとともに、その工法が概成後の管理も含めて経済的に妥当なものとなるよう、環境との調和への配慮にも努めつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。

## 第2章 調査

### 2. 1 調査の基本及び手順

調査は、計画対象地域の自然条件及び社会経済条件の特性が事業計画に反映されるよう適切な手順で実施するものとする。

このため、当該調査については、計画との連携を保ちつつ、合理的かつ効率的に進めることができるよう、まず予備的な調査として概査を行い、その結果を踏まえて、必要と認められる調査事項を明確にした上で精査を行うものとする。

### 2. 2 概査

概査は、3.1の基本構想の作成に当たり必要となる調査で、地すべり被害、地形、地質、地表水・地下水及び関連する他の事業に関する予備的調査を行うものとする。

## 2. 3 精査

精査は、地域現況の把握及び事業計画の作成に当たり必要となる調査で、地すべり資料、地形、地すべり被害、地質、土質、気象・水文、地下水及び地すべり移動に関する詳細な調査並びに周辺環境に関する調査を行うものとする。

## 第3章 計画

### 3. 1 基本構想の作成

基本構想は、地すべり防止対策に関する骨格を定めるものとし、その作成に当たっては、関連する各種事業計画との整合性及び地すべりの規模を考慮しなければならない。

### 3. 2 事業計画の作成の手順

事業計画の作成は、基本構想に基づき、事業計画の各要素の関連性を考慮しつつ、効率的かつ効果的な手順で行わなければならない。

また、その構成は、一般計画、主要工事計画、概成及び管理に分けてそれぞれ適切に作成するものとする。

### 3. 3 一般計画

#### 3. 3. 1 一般計画の作成

一般計画は、基本構想に即し、地すべり地域全体を対象とする地すべり機構の解析及び個々の地すべりブロックを対象とする安定解析を行い、地すべり防止対策の工法選定を行うとともに、地すべり防止施設の配置計画を定めるものとする。

#### 3. 3. 2 地すべり機構の解析

地すべり機構の解析は、地すべりブロックの状況及び地すべりの発生機構を明らかにするため、地すべりの要因の解明、すべり面の形状把握、地下水の状態把握及び地すべりブロックの危険度分級を行うものとする。

#### 3. 3. 3 安定解析

地すべり機構に応じた地すべり防止対策の工法選定及び地すべり防止施設の配置計画を作成するため、重要な地すべりブロックを対象として安定解析を行うものとする。

#### 3. 3. 4 地すべり防止対策の工法選定及び施設の配置計画

地すべり防止対策は、地すべり機構の解析及び安定解析の結果を踏まえ、地すべりの要因の軽減・除去及び抵抗力の付加による地すべり地域全体の安定化を図るため、効果的かつ経済的な地すべり防止対策の工法選定及び地すべり防止施設の配置計画を行うものとする。

### 3. 3. 5 地すべり地域における土地改良事業の工事計画

地すべり地域において実施する土地改良事業の工事計画の作成に当たっては、十分な調査を実施し、地すべりを誘発・助長しないように考慮し、計画しなければならない。

### 3. 3. 6 関連事業計画

地すべり地域において実施する関連事業計画の作成に当たっては、地すべり防止対策計画を勘案して、地すべりの防止及び被害の軽減に役立つようにしなければならない。

## 3. 4 主要工事計画

### 3. 4. 1 主要工事計画の基本

地すべり防止対策に関する主要工事計画の作成に当たっては、地すべり地域全体を対象とした対策における個々の地すべり防止施設の役割を考慮し、施設等の構造、配置を適切に定め、施設が所定の機能を有し、かつ、十分な安全性を保つことを基本とする。

### 3. 4. 2 抑制工

抑制工については、地すべりの誘因を効果的に排除する計画とするとともに、効果の持続性についても考慮の上、選定された地すべり防止施設の構造等を定めるものとする。

### 3. 4. 3 抑止工

抑止工については、地すべり防止効果発現の速効性を十分生かした計画とするとともに、効果の持続性についても考慮の上、選定された地すべり防止施設の構造等を定めるものとする。

## 3. 5 概成

概成は、農地地すべり防止対策においては、地すべり防止工事の施工により、施工時に想定されなかった異常な天然現象による影響を除き、農地、農業用施設等の被害が防止又は軽減された状態とする。

## 3. 6 管理

地すべり防止施設及び地すべり防止区域の管理を適切に行い、農地保全及び地すべり地域の安全を確保する。

地すべり防止施設の管理は、地域の状況、経時的な機能低下及び地すべり機構の不確定性を考慮の上、農地、農業用施設等への被害防止に必要な地すべり防止施設の機能を長期的・安定的かつ確実に維持できるよう管理計画及び体制を確立して行うものとする。

また、必要に応じて、地すべり地域の地物の状態、水文、気象等の長期的な観測を維持し、地すべりの予兆の早期発見及び被害防止に努めるものとする。